「経営者保証に関するガイドライン」への対応方針ついて

この度、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会及び日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当組合は、本ガイドラインを尊重し、遵守するための態勢整備を実施致しました。

当組合は、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めて参ります。

本ガイドラインの詳細につきましては、以下ＵＲＬをご参照ください。

全国銀行協会　https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/
日本商工会議所　https://www.jcci.or.jp/sme/assurance.html

JAハイナン「経営者保証に関するガイドライン」にかかる取組方針

ＪＡハイナンは保証契約の検討に当たりまして、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、保証契約の必要性について十分に検討し、経営者保証に依存しない融資の取り組みに努めます。また、お客様にはその検討内容について丁寧に説明いたします。

①	お客様と保証契約を締結する場合や、以前に締結した保証契約の解除・見直しの申し出があった場合には、以下の点を確認したうえで、総合的な検討を実施いたします。 a.法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること b.法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えていないこと c.法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること d.法人から適時適切に財務情報等が提供されていること e.経営者等から十分な物的担保の提供があること
②	①について、保証契約が必要と判断した場合には、① a.~e. のどの部分が十分でなく、どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのかを具体的に説明いたします。
③	形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、適切な保証金額を設定いたします。
④	保証履行時の請求についても、一律に保証金額全額を請求するものではなく、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、お客様の保証履行時の資産状況などを勘案したうえで請求の範囲を決定いたします。
⑤	事業承継時は、前経営者の保証債務は後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討し、その結果についてはお客様に具体的に説明いたします。

令和５年７月３日　ハイナン農業協同組合